

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◇ 人間ドックの費用を会社が負担したら

Q: 当社では、健康管理の目的で、社内規定により40歳以上の役員・使用人を対象に人間ドックによる検診を実施することにしました。検診費用(1人当たり5万円)は全額当社で負担します。

この場合の税務上の取扱いはどうなりますか。

A:

【法人】 法人が負担した検診費用は、給与とされるものを除いて福利厚生費として損金の額に算入されます。

【個人】

使用者が健康診断費用を負担したことにより、役員又は使用人はその経済的利益を受けたとして給与課税されるわけですが、次のような条件を満たしている場合には、課税されません。

(1) 全従業員又は一定の年齢以上の者がすべて対象となること。

(2) 検診内容が健康管理上の必要から一般に実施される2、3日程度のものであり、その経済的利益の額が著しく多額でないこと。

ご質問の場合、1人当たりの検診費用が5万円程度であれば、著しく多額であるとは認められませんので、受診した者については課税されません。

ただし、当日検診できなかつたからといって、検診費用を現金で支給するような場合には、たとえ後日検診を受けたとしても、金銭での支給ですので給与として課税されます。

(所基通36-29)

